

令和9年度富山県立学校における新入生の端末等販売に係る業務協定書（案）

富山県教育委員会（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、県立高等学校及び特別支援学校高等部（以下、「県立学校」という。）に入学する生徒（保護者）が購入する学習者用端末等（以下「端末等」という。）の販売に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 乙は、この協定書に定める各条項のほか、別紙「令和9年度富山県立学校における新入生の学習者用端末販売に係る業務協定 仕様書」及び公募型プロポーザルの際に乙から提出された提案書に従い、協定書記載の内容を誠意をもって履行しなければならない。

第2条 端末等の台数及び単価（税込）については、下表のとおりとする。

物品項目	台数 (予定)	1台当たりの価格 (税込み)	合計価格 (予定)
A 端末			
B 端末			
C 端末			

オプション項目		1台当たりの価格 (税込み)
A 端末	端末保証（3年間）	
	端末保証（4年間）	
	スタイラスペン	
B 端末	端末保証（3年間）	
	端末保証（4年間）	
	スタイラスペン	
C 端末	端末保証（3年間）	
	端末保証（4年間）	
	スタンド及び保護カバー	
	画面保護フィルム	

2 前項の台数及び合計価格については、次の場合により増減することがある。これにより、購入台数が減った場合においても、減った台数を甲が補償して購入するものではない。

(1) 入学者等の増減があった場合

(2) 本協定で定める端末等を購入せず、各県立学校が認めた他の端末を学習者用端末として使用する入学者がいる場合

(3) 貸出用端末の貸与を希望する入学者が出た場合

3 第1項の端末等について、令和9年3月28日までに注文を完了した端末は、令和9年5月20日までに購入時に指定する場所に納入すること。

第3条 乙が生徒（保護者）（以下「購入者」という。）へ販売する価格は協定単価とし、購入者が乙へ支払う。

2 乙は、上記協定単価の支払いの確認が取れない場合は、確認が取れるまで販売しないことができる。

第4条 乙は天災又は不可抗力その他正当な事由により期限内に物品の納入を完了できない場合は、延期理由の発生後直ちに甲に対し延期の請求をすることができる。この場合、甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限りこれを承認することができる。

第5条 甲は、乙が次の各号に該当するときには、何らかの催告を要せずこの協定を破棄することができる。この場合において、破棄により乙に損害が生じた場合であっても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 納入期限までに納入できる見込みがないと認められたとき、又は協定内容を履行しなかったとき。

(2) 納入に関し不正の行為があったとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ク 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者

ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者

コ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同業第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者

サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者

シ 県税を滞納している者

ス 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 13 条第 1 項 10 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）

セ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

（4）その他協定に反したとき。

第 6 条 乙の責に帰すべき理由により協定を解除し、甲に損害が生じたときは、乙は損害賠償の責めを負う。

第 7 条 乙は、甲の承認を得ないで、この協定によって生ずる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせ、並びに担保に供することはできない。

第 8 条 乙は、この協定による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、協定書別記「情報セキュリティに関する特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本協定において「委託事務」又は「受注業務」とは、本協定に基づき乙が行う一切の業務をいう。

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県教育委員会 教育長 廣島 伸一

乙 住所
会社名
代表者

【協定書別記】

情報セキュリティに係る特記事項

第1 秘密の保持等

- 1 乙は、甲から指定された事項及び業務遂行上で知り得た秘密事項を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 乙は、受注業務を履行する乙の従業員その他の者と、前記1の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な措置を講ずるものとする。
この記載は、この業務満了後又は解除後においてもなお効力を有する。

第2 貸与資料等の提供等

- 1 乙は、甲から受注業務を行うために必要な情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。）の提供を受けたときは、甲に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。
- 2 乙は、前記1により貸与を受けた貸与資料等を甲の指定を受けた場所以外の場所に持ち出してはならない。
- 3 前記2の記載は、第3の1のただし書（第3の3において準用する場合を含む。）による再委託（第三者に受注業務の実施を委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）又は再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。以下同じ。）の承認を受けた場合における当該再委託又は再々委託の相手方（以下「再委託等の相手方」という。）に準用する。

第3 再委託の禁止等

- 1 乙は、受注業務の実施を自ら行うものとし、再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲から書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- 2 乙は、前記1のただし書きの記載による再委託の承認を受けたときは、当該再委託の相手方に対し、第4の1及び第4の2の記載に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。
- 3 前記1及び2の記載は、再々委託が行われる場合に準用する。
- 4 再委託等の相手方の行為は、乙の行為とみなす。

第4 個人情報の保護

- 1 乙は、受注業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 2 乙は、受注業務の実施上取り扱う個人情報以外の秘密を含む情報についても、別記「個人情報取扱特記事項」の規定に準じて取り扱うものとする。
- 3 乙は、受注業務の実施における甲の秘密の保持に関し、別紙様式による誓約書（再委託等の相手方の誓約書の写しを含む。）を甲に提出するものとする。
- 4 乙は、受注業務の実施における甲の秘密の保持に関し、全ての業務従事者に、別

紙様式による誓約書（再委託等の相手方の全ての業務従事者の誓約書の写しを含む。）を提出させ、その写しを甲に提出するものとする。

- 5 乙は、受注業務の実施における甲の秘密の保持に関し講ずる措置に関する方針及び内容について、あらかじめ書面（再委託等の相手方の書面の写しを含む。）により甲に提出し、その承認を得なければならない。
- 6 乙は、前記1から5の実施に関し、派遣社員等その雇用形態を問わず全ての受注業務の従事者を対象としてこれを行なうものとする。

第5 セキュリティ確保

- 1 乙は、テストの実施に際し、原則個人情報等秘密が含まれるデータを用いないものとする。やむを得ず用いる場合には、甲の指示した場所及び方法で使用するものとし、その必要とする範囲を超えて使用してはならない。
- 2 乙は、受注業務を富山県庁舎内で実施する場合においては、業務従事者にその身分を示す証明書を常に携帯させ、かつ、甲の請求があるときは、直ちにこれを提示させなければならない。

【協定書別記】

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この協定による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

乙は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるよう求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責

めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第15 名称等の公表

甲は、乙がこの協定に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。